

MAGNAの商品及びサービスの間接的購入に関する規約

1. 定義

本規約においては、次の用語は次のとおりの意味を有する。

「**関連会社**」とは、各当事者において、直接若しくは間接に、当事者を支配する、当事者に支配される、又は当事者と共通の支配にある全ての法人その他の事業体を意味する。

「**付随契約**」とは、本契約期間中において、作業明細書、価格表、プロジェクト計画書、支払条件等、買主と売主の間で書面又は電子的形式で署名される一切の合意書を意味し、これらは本注文に組み込まれ、本注文と矛盾抵触が生じた場合には付随契約が優先して適用される。

「**買主**」とは、本商品又は本サービスを売主から受領すべく本注文を発行する当事者を意味する。

「**秘密情報**」とは、第11項に定義されるとおりの意味を有する。

「**本商品**」とは、買主によって本注文に記載される製造用でない商品を意味し、これには事務用品及び家具、化学薬品及び潤滑油、文房具、IT関連ハードウェア及び付属品並びに個人用安全保護用品が含まれる。

「**知的財産権**」とは、特許、商標、商号、サービスマーク、著作権、ノウハウ、営業上の秘密、並びに著名な商品に関するパッケージ及び装飾に関する権利を意味する。

「**当事者**」とは売主及び買主を意味し、「**一方当事者**」とはいずれか一方を意味する。

「**本注文**」とは、買主から売主に交付される本商品及び／又は本サービスに関する書面若しくは電子的書式の注文書を意味し、本規約及び／又は付随契約が適用される契約を形成する。

「**本サービス**」とは、買主によって本注文に記載されるサービスを意味し、これには、エンジニアリング、研究開発コンサルタント、ファイナンス、品質保証、品質検査、人材採用及び研修、施設管理、セキュリティプロバイダー、IT、人材紹介、人材派遣、メンテナンスサービス、ケータリングサービス等のコンサルティング及び支援サービスが含まれる。

「**売主**」とは、本商品又は本サービスを本注文に基づき買主に提供する当事者を意味する。

「**本契約期間**」とは、第9項に定義されるとおりの意味を有する。

「**本規約**」とは、この本商品及び本サービスの間接的購入に関する規約を意味する。

文脈上別意に解される場合を除いて、本規約においては、単数形での表現は複数形の場合にも妥当し、逆もまた同様である。また、一つの性に関して表現した場合、当該表現はその他全ての性に同様に妥当する。自然人についての表現は、法人その他の事業体の場合にも妥当し、逆もまた同様である。各条項の表題は専ら便宜上のものであり、本規約の一部を構成せず、条項の解釈にも影響しない。

2. 受発注及び本注文の条件

- (a) 買主から発行される各本注文及びその修正版は、本商品及び／又は本サービスの購入に関する提案であり、当該本注文上に明記される条項、本規約、当該本注文の付随契約上の条項、買主から売主に交付される供給マニュアル、その他の本注文又は本規約による言及により組み込まれる書面が含まれる。売主は、本注文を受諾した場合、いかなる場合でも、本規約を受諾したものとみなされる。売主が初めて本注文を受諾する意向を表明した時点で（これに

は、(i)書面での受諾、(ii)本注文及び／又は本サービスに関する業務の開始、(iii)本商品の出荷及び(iv)売主の業務の準備等、売主が受諾したことを示唆する行為が含まれる。) 、買主の提案を受諾したものとみなされる。本注文の署名による受諾は必要要件とされず、売主は、特に、当該要件並びに本条項に基づく買主から売主への本注文及び売主による受諾が電子的方法で送信されたことに起因する本注文の有効性及び執行可能性についての防御の一切を放棄する。売主が本注文に反対する意向を表明した場合でも、買主から書面での修正版が作成されることなく、その後売主が本商品及び／又は本サービスに関する業務を開始した場合、又は本注文が出荷された場合、売主の当該反対は放棄されたものとみなされる。売主の見積書、確認書、請求書、通信、その他を通じた追加若しくは異なる条件の提示又は本規約の一部を変更しようとする売主の試みは、重大なものとみなされ、買主は、これを拒否する。ただし、業務の開始、本商品の出荷その他の買主の認める方法で売主が買主の提案を受諾した場合には、かかる条件提示又は変更の試みによっても本注文が拒否されたものとはみなされず、この場合、本注文は追加若しくは異なる条件又は条件変更がなされることなく売主によって受諾されたものとみなされる。本注文により売主による従前の提案が受諾されたものとはみなされず、また本注文のなかでかかる従前の提案に言及される場合は専ら当該従前の提案の中でなされた本商品及び／又は本サービスの記述又は仕様を組み込む目的でなされる(ただし、当該記述又は仕様が本注文での記述又は記載と直接的に矛盾する場合はこの限りでない。)。仮に本注文が売主による従前の提案を受諾するものとみなされる場合でも、当該受諾には本規約が適用される。かかる従前の提案における追加又は異なる条件は重大なものとみなされ、買主は、これを拒否する。買主は、売主がこれを受諾したことを買主が実際に把握する前までは、いつでも、本注文の全部又は一部を取り消すことができる。

- (b) 買主が別途書面で合意した場合を除いて、売主は、買主に対して、本商品及び／又は本サービスの販売及び供給のみを行い、買主は、買主から売主に対して交付される本注文に従った本商品及び／又は本サービスの購入のみを行う。かかる本注文は書面又は電子的形式でなされ、対象となる本商品及び／又は本サービス、数量その他買主が選択する情報(仕様、特定の要件及び買主が必要かつ適切と判断した添付書類を含む。)が明記される。
- (c) 売主による本注文の受諾をもって、売主から買主に対し付随契約に従い当該本注文の対象となる本商品及び／又は本サービスが販売され供給される。付随契約には、以下の事項が記載される。(i)本規約の諸条件(買主による従前の合意書面によって変更されたものを除く。)及び(ii)その他の記載又は買主が書面によって別途合意した関連し適用される諸条件。
- (d) 買主が別途書面で合意した場合を除いて、売主は、本注文の全部を受諾しなければならない、その一部のみを受諾することはできない。本注文により購入される本商品及び／又は本サービスに関しては、本規約を除いて、本注文が当事者間の従前の提案及び合意の一切に優先する。従前の書面又は合意と本規約とが矛盾抵触した場合、本規約(付随契約により修正されたものを含む。)が優先する。ただし、個別の案件ごとに作成される当事者間の個別契約(フレームワーク)サービスマスター契約、(フレームワーク)サービス契約、グローバルマスター契約等)はいかなる場合でも本注文、付随契約及び本規約に優先する。
- (e) 買主は、サプライヤーが合理的に受け入れられる範囲で、本サービス又は本商品に関する要件を変更することができる。売主は、買主に対し、遅滞なく、かかる変更によって費用の増減が生じるか否か又は合意された納期スケジュールに影響を及ぼすか否かを通知する義務を負い、かかる影響については適切かつ相互に合意できる方法によって解決される。

3. 本注文の履行

- (a) 納期は契約上の重要な要素を構成する。本注文の受領をもって、売主は、本注文に特定される本商品及び／又は本サービスを下記のとおり販売し供給する。
 - (i) 本注文上に規定される納期内(もしあれば)に、
 - (ii) 納期が規定されていない場合、迅速かつ適時の方法で、
 - (iii) 規定される数量を、
 - (iv) 本注文上に規定される配送・出荷方法により本注文上に規定される出荷先に、

- (v) 本項の要件に従い適切かつ頑丈に包装のうえ、
- (vi) (買主が従前に別途書面で合意した場合を除いて) 関連する付随契約の諸条件の一切を厳守する。
- (b) 買主は、売主に対する書面通知のみをもって、納期通りの出荷がなされないその他本項に抵触している本注文を取り消し、関連する本注文（付随契約の全部又は一部を含む。）を納期までに取り消し又は変更することができる。これらによっても、納期遅延又は不履行若しくは不完全履行に基づき買主が行い得る更なる請求は影響されない。買主は、本注文に規定される数量を超過して供給される本商品又は本サービスに対し支払を行う義務を負わない。
- (c) 買主は、明白な輸送上の損害及び／又は通常のビジネス環境に照らして本商品の対象若しくは数量に逸脱がないかとの観点からのみ、本商品の納入を検査する。買主は、明確な不具合について納入後に遅滞なく通知し、また隠れた不具合について通常の業務の中での発見後遅滞なく通知する。その限りにおいて、売主は、買主の不具合に関する通知が遅滞したとの理由に基づき不具合の通知が不適切であったとの防御を行う権利を放棄する。
- (d) 買主による支払い又は更なる発注によっても出荷内容の不具合又は不足を受諾又は承認したものとみなされず、また当該不具合に起因する買主の保証上の請求その他の権利が放棄されたものともみなされない。買主は、本商品の検査、テスト及び実証を更に実施し、関連する要件を満たさない本商品の受領を拒否することができる。
- (e) 本商品の出荷の度に、売主は、(i)本商品の内容及びその数量、(ii) (該当する場合) 部品番号、(iii)関連する本注文の番号、(iv)売主の氏名及び所在地並びに(v)出荷を納期通りに完了させるうえで必要又は望ましいその他一切の情報を明記した個別の明細票を交付する。
- (f) 売主は、出荷開始前に適用のある業界基準並びに買主及び／又は運送人の独自の要件に従った適切かつ十分な包装、マーク及びラベリングが本商品になされることを確保しなければならない。売主は、常時、本商品が、損失又は損害なく、良好な状態で、かつ最低限の出荷費用で、納期通りに出荷されるようにしなければならない。
- (g) 売主は、本契約期間中継続して、買主からの要件が適宜かつ遅滞なく充足されるよう、本商品の在庫を十分な数量確保し維持しなければならない。売主は、本契約期間中継続して、本商品のスペアパーツ及び代替品の在庫を十分な数量確保し維持する。
- (h) 買主は、本注文に別途明記されない限り、売主から本商品又は本サービスを最低数量購入する（明示又は黙示の）義務を負っておらず、売主は、自身が購入した原材料、進行中の業務又は作成した本商品について、経済的その他一切の責任を負う。
- (i) 売主は、一切の責務が果たされるよう、本規約に従い一切の手続を履行する責任を負う。
- (j) 売主は、本商品及び本サービスを、本注文上の仕様、履行上の要件及び成果物並びに買主から売主に明示又は黙示に知らされる目的に適合したものとしなければならない。
- (k) 売主は、自己の実務、専門性及び業界上のベストプラクティスに従い、本商品及び本サービスの出荷を最高レベルの注意、技術及び努力をもって履行する。
- (l) 売主は、常時、本注文上の義務履行上必要な一切のライセンス、許認可及び同意を取得し、維持し、必要な場合にはそれらを更新する。
- (m) 売主は、本サービスに関連する一切の事項について買主に協力し、本注文上の売主の義務に関連して買主から売主に対して適宜行われる全ての指示及び注文に従う。
- (n) 本サービスが買主の事業場等で提供される場合、売主は、買主の事業場での業務に関連する買主の規程及び手続の一切を遵守する。
- (o) 本契約期間中、売主は、提供される本サービスの正確性及び安全性が確保されるよう、買主に継続して協力する義務（買主からの合理的な要請に対し完全かつ正確な情報を提供する義務を含むがこれに限られない。）を負う。売主は、本規約、付随契約その他適用される買主の規程上の要件を充足する義務を負う。
- (p) 売主は、その従業員その他売主が起用する第三者に、買主の訪問者のガイドライン及び／又はサイト規則を遵守させなければならない。これらに著しく違反した場合、買主は、売主の起用する当該個人が買主の所在地に立ち入ることを禁じることができる。一方当事者の従業員が他方当事者の運営する施設に一時的に配属されても、当該従業員の地位又は雇用関係は

影響されない。

- (q) 売主は、本規約若しくはその修正版又は付随契約を含む本注文に起因する一切の義務を、本注文に起因する義務が全て遵守されるよう、特に買主が本規約に規定されるとおりの本サービス及び本商品に関する一切の権利を享受できるよう、売主が起用した再受託者その他の第三者に課さなければならない。
- (r) 買主は、本サービスの提供のために売主が起用した人員について、当該人員による行為が受入不可であると合理的に判断した場合又は当該人員が当該本サービスを提供するための能力を十分保持していないと判断した場合、当該人員の速やかな変更又は終了を要請できる。かかる場合、売主は、直ちに当該人員を別の者と変更する。
- (s) 売主は、本商品若しくは本サービスの提供又は本注文に従って本商品を販売若しくは本サービスを提供する売主の能力に重大な悪影響を及ぼす事由（労働力確保上の困難、ストライキ、原材料不足、工場閉鎖、事業活動への阻害等を含む。）が実際に発生した（又は発生すると合理的に予想される）場合（以下「**不可抗力事由**」という。）、買主に直ちに通知することに同意する。ただし、不可抗力事由には、(i)売主の経済状況の悪化、(ii)売主に影響のある市場状況若しくはサプライヤーの行動又は(iii)売主若しくは売主の本注文上の義務に関連して売主に製品を製造若しくはサービスを提供する再受託者若しくはサプライヤーにおけるストライキその他の労働争議に起因する遅延は含まれない。売主は、その費用負担において、本商品を問題なく販売かつ供給するうえで必要又は望ましい措置を講じ、上記の事由による影響が抑えられる（又は少なくとも緩和される）ために実施可能な措置を講じる。
- (t) 本契約期間中、買主は、売主による本注文の遵守を監督し検査するための人員を選任することができる。この場合、当該人員には売主の設備及び手続にアクセスする完全な権限が付与され、当該人員は、買主を代表し、本注文に関連する一切の行動を行う完全な権限を有する。

4. 価格及び支払

- (a) 買主が支払う意向のある本商品及び／又は本サービスの価格を記載した場合、売主は、当該本注文を受諾し及び／又は本商品を出荷し及び／又は本サービスを提供することにより、当該価格で販売することに合意したものとみなされる。買主の事前の書面による承諾なき限り、追加料金は発生しない。
- (b) 売主は、外国為替レートの変動及び人件費、原材料費、包装費、部品代等のコスト増加による一切の負担を負う。
- (c) 買主による支払は、関連する本注文に記載される通貨（該当する場合）によってなされる。かかる通貨の記載がない場合、買主は、買主の所在地で流通する通貨によって支払う。
- (d) 売主は、本商品の出荷又は本サービスの提供が完了した時点で、適用のある本注文又は付随契約に記載の宛先に請求書を発行する。買主は、本注文に従い実際に納入された数量の本商品又は実際に提供された本サービスに対してのみ支払義務を負う。買主は、争いのない一切の代金について、買主が関連する請求書を受領した時点から60日又は適用法上認められる最も遅い支払期限のいずれか早い時点までに支払う。買主が支払請求の全部又は一部について異議がある場合、買主は、異議のない部分についてのみ支払義務を負い、売主に対して、異議のある金額及び異議の事由について通知する。
- (e) 売主は、買主との間の一切の決済はネット決済ベースでなされることに同意する。買主は、適用法上禁止されない限り、借方及び貸方の根拠にかかわらず、売主の支払に対して債権債務（買主の弁護士費用及び執行費用を含む。）の相殺及び回収ができる。売主は、かかる債権債務の相殺又は回収に同意し、当該目的のために銀行その他の事業者との関係で必要な措置等、その実現のための努力を行うことに同意する。
- (f) 合意された価格は確定したものであり、本商品及び本サービスの提供に関連する一切の費用（人件費、原材料費、包装材及び部品代、品質維持及び品質保証のための費用、テスト費用、文書作成費用、包装費、値上げ及び関連諸税等を含むがこれらに限られない。）が含まれ、売主が書面で値上がりに合意した場合を除いて、個別部品、原材料、エネルギー、運輸及び労働上の費用の増加等費用の変動によっても変更されない。
- (g) 価格には、付加価値税、商品・サービス税、その他売主が買主から徴収することが法律上義

務付けられる売上税及び使用税を除いて、一切の税金が含まれる。かかる諸税は全て売主の請求書に別途記載され、買主が免除の書証を売主に提供しない限り、買主から売主に支払われる。売主は、該当の当局にかかる諸税を適時に納付する責任を単独で負い、買主に対し、期日までに適切に納付したことの書証を交付する。売主は、（買主による償還によることなく）かかる一切の諸税を適時に支払い、売主がかかる諸税の支払いを履行しなかった又は遅滞した結果課される違約金、課徴金及び利息から、買主を免責する。買主は、納入される本商品又は提供される本サービスの価格から源泉徴収税等一切の諸税を控除する法的権利を有する。

5. 納入、ソフトウェア、品質

5.1 出荷及び納入、危険の移転並びに所有権の移転

- (a) 本商品の損失及び損害に係る危険は、適用される納入上の条件に従い本商品が出荷され買主がこれを受領するまでは、売主に留保される。買主が本注文に別途記載しない限り、本商品の引渡条件はIncoterms 2020のDDPとする。
- (b) 売主は、本商品が関連する本注文上に売主が規定する納入日までに納入され買主により受領されるようにしなければならない。
- (c) 納入される本商品及び本サービスに輸出入に関連する法律が適用される場合、売主は、当該法律を厳守し自己の費用負担で必要な許認可を取得する責任を負う。売主は、適用される全ての輸出規制又は制裁に関する法律（買主の所在地におけるこれらの法律を含む。）を遵守することについて同意する。
- (d) 買主による本商品の購入に起因する債権その他の利益（貿易債権、輸出債権、関税、税金、手数料還付金等）は、適用法上禁止されない限り買主が取得する。
- (e) 売主は、買主が先取特権その他の担保権が付されることなく本商品の完全かつ単独の所有権を取得できるようにしなければならない。本商品の所有権は、本商品の買主に対する納入及び買主による受領が完了した日をもって売主から買主に移転する。

5.2 ソフトウェア

本商品にソフトウェアが含まれる場合、売主は、買主に対して、本商品を利用するために必要であり本商品の販売に関連する当該ソフトウェア（以下「**本ソフトウェア**」という。）の使用に係る限定的、永続的かつ非独占的ライセンス（以下「**本ライセンス**」という。）を付与する。

- (a) **本ライセンスの費用。**本ライセンスの費用は本注文上に記載される購入価格に含まれる。
- (b) **アップデート。**合意された期間中、売主は、買主に対して、追加費用を徴収することなく、売主から予告された本商品のパフォーマンスの一般的な改善の実施及び適用法令の遵守を目的として、定期的な本ソフトウェアの変更及びアップデートを提供する。
- (c) **期間。**本ライセンスは本商品の買主への納入時から開始し、買主が本商品を利用する法的な権限を有する限り有効とする。
- (d) **セキュリティパッチ。**売主及び買主は、ネットワーク及びコンピュータのセキュリティ維持の観点から第三者のセキュリティパッチを導入することの重要性について合意する。売主及び買主は、可能な限り速やかに、必要な第三者のセキュリティパッチの全てが導入されテストされるよう協力する。買主は、必要と判断した第三者のセキュリティパッチを導入できる。特定のパッチを導入したことにより売主の提供したソフトウェアに不具合又は異常が発生した場合、買主は売主に連絡し、売主は、パッチを導入し、テストし、ソフトウェア上の不具合又は異常が是正されるよう最大限努力する。売主は、その後、買主がパッチを再導入できるよう当該ソフトウェアをアップデートする。かかるセキュリティパッチの導入により何らかの保証が無効となることはない。

5.3 品質

- (a) 売主は、本商品及び本サービスの品質に関する一切の要件を充足し遵守しなければならない。売主は、関連する再委託先及び第三者のサプライヤー（もしある場合）に当該要件について把

握させ、これらを充足かつ遵守させなければならない。買主は、本契約期間中品質上の要件及び手続をいつでも改正でき、これを売主に通知する。

- (b) 売主は、販売され提供される本商品及び本サービスを、適用される一切の法的要件、基準及び適正製造基準又はサービス提供基準を満たしたものとしなければならない。
- (c) 売主は、買主の書面による事前同意なく、仕様若しくはデザインを変更又は修正しない。
- (d) 買主は、本契約期間中いつでも、本商品又は本サービスに関連する施設、供給品、原材料、手順その他の関連事項を検査し、テストしかつ監査すべく、売主の施設に立ち入ることができる。売主は、買主のために、本商品又は本サービスの一部となる商品若しくはサービスを提供する売主の一切のサプライヤーから、同様の権利を取得する。
- (e) 売主は、本項のいずれかの要件を満たさない本商品を買主に出荷又は納入してはならない。

6. 表明保証

6.1 売主は、買主に対して、以下の事項を表明し保証する。

- (a) 全ての本商品及び本サービスについて、(i)不具合がなく、原材料、仕上がり、デザイン及び使用説明書に一切問題がなく、意図された目的及び用途に適していること、(ii)粗悪品又は不当表示に該当しないこと、(iii)知的財産権その他の第三者の権利を侵害していないこと、並びに(iv)新品であり使用済み、中古若しくは再生のパーツ又は部品を含まないこと。
- (b) 売主は、一切の適用法令に準拠した適切な技術的及び組織的措置その他の個人データ保護を講じ維持していること。売主は、買主との取引に関連して適用されるデータ保護法制（GDPR、各国のデータ保護法令等）を遵守すること。特に、売主が買主との契約に関連して個人データを処理する場合、売主は、適用されるデータ保護法制において必要とされ、買主が状況に応じて提供するデータ処理契約を締結しなければならない。
- (c) 買主が別途書面で放棄しない限り、売主は、ISO 14000及びISO 9000の認証又はこれらに相当するものの最新版を維持すること。
- (d) 売主は、本商品及び本サービスを提供するのに必要な技術、専門性及び知識を有し、買主による追加の費用負担によることなく、本商品及び本サービスに関する利用可能な必要かつ関連する研修、文書、取扱説明書、研修資料その他同様の情報を継続して提供すること。
- (e) 売主は、不正に取引を獲得若しくは維持し又は不正な事業上の利益を獲得する目的で、政府職員その他の者に影響を及ぼすべく、直接又は間接に金銭若しくは有償物の申出若しくは支払又は申出若しくは支払の承認等、違法又は不当な行為に従事したことがなく、今後も従事しないこと、並びにかかる支払を受領したことがなく、今後も受領しないこと。

6.2 本商品及び本サービスが上記保証に適合しない場合、以下が適用される。

売主は、無償で、買主の選択により、かつ買主が合理的に満足するまで、不具合のある本サービス並びに／又は本注文の要件及び仕様に適合しない本商品及び本サービスのやり直し、交換、再実施及び補修を行う。かかる是正措置は、買主に適用法令上認められる他の救済措置に追加して講じることが認められる。疑義を避けるため明記すると、商法第526条は、本規約その他付随契約を含む本注文又はこれらで予定されるいかなる取引にも適用されない。売主が本商品又は本サービスに関し提供する明示的な製品保証は、本項の上記規定に従うものと解釈される。かかる保証は本項の上記規定の適用範囲を拡大させることはあっても制限することはない。売主は、本規約上用いられる製品に適用される製造者による保証及び是正措置は買主に譲渡されることに同意し、売主は、買主が当該保証を実行することに全面的に協力することに同意する。ただし、かかる保証によっても、売主が買主に対して本項に基づき負う保証上の義務が減免されることはない。

7. 知的財産権

- (a) 売主は、買主が買主の一切の知的財産権（設計図、デザイン、その他買主によって提供され支払われる知的財産等、売主が提供する本サービスに関連する一切の権利を含むが、これらに限られない。）を排他的に保有することについて認め、同意する。売主は、買主が事前に

書面で合意した場合を除いて、これらの権利を利用（又は第三者による利用を許可）しない。本契約期間中に限り、また買主及び売主が書面で別途合意しない限り、売主は、売主が本規約及び付随契約に従った義務履行を行う上で必要な範囲でかかる権利を非独占的に利用することができる。本規約のいかなる規定も、本項で明記されたものを除いて、売主に対し、買主が保有又は支配する知的財産権が売主に付与されるとは解釈されない。

- (b) 設計、技術データ、報告書、設計図、図面を含む、本注文に基づき売主が作成した知的財産（著作権法第27条及び第28条に規定される権利を含む。）を含む一切の成果物は、作成の時点で買主に譲渡され、買主が適切と判断する方法で、使用、開示又は譲渡できる。一切の成果物は、適用される著作権法に基づき「職務著作」とみなされ、要求又は本規約に基づく本サービスの完了若しくは終了時に、買い手に譲渡される。売主は、買主による所有権移転及び適用される全ての書類の完成のために必要な一切の行動に協力することに同意する。疑義を避けるため明記すると、かかるライセンスは本規約第4項に従った価格により完全に補償されており、また買主及びそのサブライセンシーによる関連する成果物の使用又は開発に関連した無制限での使用を包含する。また、当該ライセンスには、著作者の同意及び明示を要することなく、使用、処理、複製、出版、頒布その他適用法上規定される一切の行為を行う権利が包含される。
- (c) 別途書面で合意されない限り、売主の知的財産権で売主が本注文の開始までに既に所有していた又は本注文外でサプライヤーにより若しくはサプライヤーのために作成されたもの（以下「付随的知的財産権」という。）が本注文の履行において使用される限りにおいて、サプライヤーは、買主に対し、付随的知的財産権を本サービスの使用上必要とする限りで当該付随的知的財産権に係る非独占的、取消不能、永続的かつ無償のライセンスを付与する。買主は、関連する本サービス又は成果物の使用に関連して、本サービス又は成果物と共に、当該ライセンスを、買主の関連会社並びに買主及び関連会社のサプライヤー、サービスプロバイダ及び顧客に譲渡及びサブライセンスすることができる。
- (d) 売主は、本項を遵守すべく、自己の従業員及び再受託者（該当する場合）から必要な合意書面を取得することを誓約する。特に、売主は、(i) 職務発明に関する適用法に基づき、関連する全ての発明（又はその一部）が関連する職務発明を行った従業員から取得され、かつ(ii)受託者及びサービスプロバイダ（フリーランスを含む。）との関連契約に本項よりも包括的な権利譲渡又はライセンスに関する条項が含まれるようにしなければならない。本サービスに関連してなされた発明に係る契約上又は法的な義務としての報酬支払は売主によってのみ負担され、これは買主から売主に支払われる報酬に含まれているとみなされる。買主からの要請に応じて、売主は、買主に対し、本項(c)の遵守を証明する書面を提供する。

8. 補償及び損害賠償

- (a) 売主は、下記のいずれかに起因して買主側被補償者において発生した一切の請求、負債、訴訟、訴訟のおそれ、又は政府による措置並びに損失及び損害（以下、総称して「**損失等**」という。）から、買主並びにその関連会社及びこれらの役員、取締役、従業員及び代理人（以下、そのそれぞれを「**買主側被補償者**」という。）を補償し、防御し、免責する。(i) 売主又は売主の関連会社による本規約及び／又は付随契約の違反。(ii) 売主又は売主の関連会社の施設にて発生した実際の又は申立てのあった傷害若しくは死亡。(iii) 売主又は売主の関連会社による不具合若しくは不適合のある本商品及び／又は本サービスの販売及び／又は供給。(vi) 本規約及び／又は付随契約の履行において売主又は売主の関連会社が使用する知的財産権（買主が売主に提供する知的財産を除く）が第三者の知的財産権を侵害する旨の請求。(vii) 売主による出荷又は納入の遅延の結果買主が第三者に支払った損害賠償に関する買主への補償責任。(viii) 当該損失等を是正することによる売主及び／又はその人員による本規約及び付随契約の一切の履行。
- (b) 本項は本契約期間の終了又は満了後も存続する。

9. 契約期間

- (a) 買主は、売主に対し30日前までに書面で通知することにより、いつでも、本商品又は本サービスの継続的供給を内容とする本注文を終了させることができる。
- (b) 売主が(i)支払不能（本規約においては支払期限の債務を支払えない状態を意味する。）となった場合、(ii)破産若しくは清算の申立てを行う若しくは行った又は破産宣告を受けた場合、(iii)売主の事業が著しく悪化した場合、(iv)所有物件からの退去、商業的信用の喪失、その他本規約に基づく義務履行が不能となる状況が発生した場合、又は(v) Magnaの倫理的行為規程に抵触した場合、売主は買主に対し当該事由について直ちに通知し、買主は、売主に書面で通知することにより、本注文を直ちに終了させることができる。
- (c) 第8項に基づく本注文の終了によっても、本規約、付随契約又は法律上両当事者に認められる他の権利又は是正措置は喪失されない。
- (d) 本注文の終了又は満了によっても、第6項（表明保証）、第8項（補償及び損害賠償）、第10項（保険）、第11項（守秘義務、営業秘密及びノウハウ）、第12項（通知）及び第16項（雑則）その他終了又は満了後も存続することが明示又は黙示に予定される条項は、引き続き効力を有する。

10. 保険

- (a) 売主は、以下を導入し維持する。(i) 本サービスに基づき買主が要求する公的賠償責任、物的損害賠償責任、製造物責任、契約責任に関する保険及び専門家賠償責任保険を含む、損害及び一般的賠償責任保険。(ii) 本注文の履行に従事する全従業員を対象とする労働者災害補償保険及び雇用者賠償責任保険。いずれも、売主が合理的に受諾する金額及び限度（本項(b)を遵守するものでなければならない。）並びに保険会社が選択され、売主の法的管轄又は、本サービスの場合には、本サービスが実施されるその他売主に適用される地域において保険の提供が認められるものでなければならない。本号(i)に基づく各保険契約には、買主が利用できる他の保険との関係で一次的補償を提供することが明示され、保険会社が買主に対して有する可能性のある代位権を放棄する内容が含まれる。本注文に明示される場合を除き、売主の賠償責任保険は、1件当たり及び総額での限度額が500万米ドルを上回るものでなければならない。ただし、当該制限は売主の本注文上の責任を限定するものではない。売主の損害保険は「再調達原価」ベースで規定され、売主の労働者災害補償保険は適用される法定の要件及び限度額を遵守するものでなければならない。
- (b) 売主は、買主から要請のあった日から10日以内に、前号の保険の範囲を確認する保険証書その他の十分な証明を買主に交付する。前号(i)に基づく保険及び証書は、次の内容を含み買主にとって満足のいく条件によるものでなければならない。(i)買主を追加被保険者又は損害受取人として指定することで当該保険における買主の利益が確保されること。(ii)各保険は買主への少なくとも30日前までの書面通知によることなく補償の取消し又は重大な変更若しくは修正がなされない旨の内容が含まれていること。買主は、当該通知の有効期間満了前に当該保険に加入する権利を有するが、その義務を負わない。買主が随時、かかる証明書その他の保険加入証明を受領又は確認しても、売主の責任又は本契約に基づく保険維持義務が免除されるものではなく、保険維持義務が軽減又は変更されるものでもない。

11. 守秘義務、営業秘密及びノウハウ

売主は、買主の書面による事前同意なき限り、全ての秘密情報（以下に定義される。）を秘密とみなして取り扱い、秘密情報を第三者に開示したり本注文以外の目的で使用したりしない。買主は当該情報に関する一切の権利を保持し、売主は、これに関する特許権、商標権、著作権、ライセンスその他の権利を取得したり取得しようとしたりしてはならない。売主は、買主の書面による事前同意なき限り、第三者に提供するサービス又は商品に関連して、秘密情報の全部若しくは一部を複製、伝達又は使用してはならない。本規約において、「秘密情報」とは、買主によって又は買主のために提供された全ての図面、複製、仕様書、設計、技術指示、写真、複製可能なコピー、パーツリスト、計画、報告書、作業書、計算その他の情報を意味し、本規約の条件その他の情報を含む。売主は、買主の書面による事前同意なき限り、買主が売主から本商品又は本サービスを購入する契約をした事実を広告その他の方法で開示してはならない。

12. 通知

本規約及び／又は付随契約に基づき交付が義務付けられる通知は、書面により、以下のいずれかの時点で、問題なく通知されたものとみなされる。(a)対面で交付された時点。(b)書留郵便又は配達証明郵便での郵送後7営業日目。(c)夜間宅配便で郵送された翌営業日。(d)買主については本注文又は付随契約、売主については請求書に指定された所在地に送付された時点。

13. サイバーセキュリティ及び情報保護

- (a) 第3項(r)における「不可抗力事由」には、サイバーセキュリティ上の事由若しくは自己又は情報システム上の混乱（以下「サイバーセキュリティ事故」という。）は含まれない。
- (b) 売主が本注文に抵触することになる、又はそのおそれを生じさせるサイバーセキュリティ事故（本商品若しくは本サービスの納入又は情報アクセスの遅延を含むがこれに限らない。）が生じた場合、売主は、買主に対し、合理的に可能な限り速やかに（ただし、いかなる場合でも当該サイバーセキュリティ事故について売主が把握した時点から24時間以内でなければならない。）、電話で当該サイバーセキュリティ事故について通知する。売主は、(i)買主に対しサイバーセキュリティ事故に関して把握した情報の概要を通知し、(ii)当該サイバーセキュリティ事故の影響を軽減するための是正措置を講じ、(iii)当該サイバーセキュリティ事故に関する特定の情報を連絡のうえ買主からの要請に対応し、(iv)売主による当該サイバーセキュリティ事故の調査完了時点から2週間以内に、売主に対して、当該事故の詳細、サイバーセキュリティ事故発生の原因となった事由、同様の事故が将来生じないよう売主が講じた措置、事故の経過、当該サイバーセキュリティ事故の原因と思われる人物、当該事由によって影響を受けたと疑われる秘密情報又は秘密情報へのアクセス、当該事由に関連して発生した買主への経済的影響等について、報告しなければならない。
- (c) 上記に関連して、売主は、自己の費用負担で、サイバーセキュリティ事故について速やかに調査し、買主からの要請に応じた情報の提供又はアクセスの許可を含め、買主による調査に全面的に協力する。売主は、当該事故への調査完了から2ヶ月以内に、当該サイバーセキュリティ事故の継続を防止し又は将来の事故発生を予防するために判明した一切の是正措置を全面的に実行する。売主は、買主に対し、売主のセキュリティ関係の主担当（当該主担当者は買主からの連絡に1日24時間、1週間全日、対応可能とする。）の氏名及び連絡先を通知する。
- (d) 本注文に従い売主から提供された本商品に対する支払に関連して生じたサイバーセキュリティ事故によって買主が損害を被った場合、売主は、買主が当該事故に関連して行った調査が完了した後初めて、完了した部分に限り、本注文に従った本商品に係る支払を受けることができ、当該支払は、本注文に基づく売主の賠償責任及び買主の相殺権の対象となる。
- (e) 売主は、その費用負担において、適切な技術的及び組織的措置その他一切の情報の適切なセキュリティを保つための保護措置を実施し維持しなければならない。これには、(i)ノートパソコン若しくは携帯可能な電子機器又は(ii)売主の施設から持ち出し可能な電子機器に情報を読み込ませないこと（ただし、当該情報が暗号化されており、当該データがオフサイトストレージへの移動のみを目的として機器に読み込ませる場合はこの限りではない。）が含まれる。当該措置その他の保護には、パスワードの盗難若しくは紛失又は情報への不正アクセス若しくは不正使用の防止が含まれ、売主は、パスワードの盗難若しくは紛失又は情報への不正アクセス若しくは不正使用について、買主に速やかに通知する。更に、当該措置その他の保護には、秘密情報へのアクセス及び維持に関し売主の施設において物理的なセキュリティ措置を実施することが含まれ、当該措置は(i)同様の施設において講じられる業界基準を上回るものであり、(ii)秘密情報の偶発的又は違法な盗難、紛失、改ざん、不正開示若しくはアクセスに対する業界標準の技術的及び組織的措置その他の保護を提供するものでなければならない。
- (f) 売主の情報システムには、システムに損害を与え、削除し、破壊し、複製し、ロックし、使用不能にし、有害に干渉し、秘密傍受し、又は不正に取得すると合理的に予想されるウイルス、マルウェア、トロイの木馬、ワーム、時限爆弾その他のコンピュータ・プログラム、デバイス又はコードが含まれてはならない。

- (g) 売主は、その物理的施設、情報システム又は情報装置を「ハッカー」その他の無権限に売主若しくは買主のシステム又はシステム上の情報に改変又はアクセスを試みる者から防御するための合理的措置を講じ、定期的にセキュリティが破られる可能性のある領域の情報システムについてテストを行う。
- (h) 売主は、買主並びにその代表者、従業員、代理人、顧客、投資家、子会社、関連会社、後継者及び譲受人を、サイバーセキュリティ事故に関連する売主又はその受託者若しくはサプライヤーの取引若しくは情報システムに起因する一切の責任、請求、要求、損失、費用、損害及び費用（結果的損害、特別損害、人身傷害、物的損害、逸失利益、生産中断費用、検査費用、処理費用、再加工費用、専門家その他の弁護士費用、買主の業務時間、労働力、原材料に関連するその他の費用を含む。）から免責する。
- (i) 本規約上の買主の監査権限に加えて、買主は、直接又は買主がその費用で用いた信頼できる第三者を通じて、本商品、売主の本規約遵守又は情報が保管されているその他の施設に関連した売主の事業運営の見直し、監査、リスク評価の実施を目的として（技術インフラ、情報又はデータシステムの相互作用、組織、品質、品質管理、本商品の供給に従事する人員、又は情報の適切なセキュリティのために適切な技術的及び組織的措置その他の保護が行われていることを確認するための売主の現在または継続中の内部的コントロールの検証を含む。）、1ヶ月に1回、売主の施設を訪問することができる。かかる監査、リスク評価及び見直しは主に売主の施設での実地検証その他本項各号の要件が遵守されていることを確認するために合理的に必要な検査によってなされ、その結果によっては買主から売主に対し売主の施設及び情報への買主のアクセスの範囲に関して追加要請がなされる場合がある。かかる監査、リスク評価及び見直しは通常の営業時間内の合理的なタイミングで実施され、1年間に2回以上なされることはなく、売主及びその事業運営に不合理に干渉するものではない。

14. 法令等遵守

- (a) 売主の本注文に基づく義務履行は、Magnaの倫理的行為規程並びに本注文に適用される一切の連邦法、州法、条例、規則、規範、基準及び規制（米国海外腐敗行為防止法、カナダ外国公務員汚職防止法、武器輸出管理法、国際武器取引規制、輸出管理法及び輸出管理規則（該当する場合には輸出許可又は合意の取得要件を含む。）（以下、これらを総称して「**諸法**」という。）を含むが、これらに限定されない。）を遵守したものでなければならない。売主は、適用される諸法上義務付けられる場合又は買主が要求した場合、遵守に係る証明書を買主に提出する。売主は、売主による本項の遵守の確認を目的とする買主又は第三者委託者から合理的に要請された監査、調査、照会、証明又は審査のプロセスに、自己の費用負担で参加又は対応しなければならない。
- (b) **Magnaのポリシー**。売主の本注文に従った義務履行は、Magna International Inc.の企業コンプライアンスプログラム、ポリシー及び手続を遵守したものでなければならない。これには、Magnaの倫理的行為規程、サプライヤー行為規程、制裁措置及び禁輸に関する規程、独占禁止及び競争に関する規程、贈答及び接待に関する規程、贈収賄及び不適切な支払に関する規程、製造関連規程、コミュニケーションに関する方針、報復禁止に関する方針、「世界的供給チェーンの要件」及び「世界的な包装及び出荷に関するガイドライン」（以下、これらを総称し「**本プログラム**」という。）が含まれるが、これらに限られない。なお、これらはいずれも<https://www.magna.com/company/suppliers>に掲載され、その写しは売主に交付される。
- (c) **倫理的な雇用実務**。売主は、労働者の公平かつ倫理的な取扱いに関するMagnaの世界的労働基準(<https://www.magna.com/company/for-employees/other-policies/global-labour-standards>)及びサプライヤー行為規程(<https://www.magna.com/company/suppliers/supplier-code-of-conduct-and-ethics>)を遵守する。これには、あらゆる形態の強制労働、義務労働、非自発的労働、児童労働、現代の奴隷制度及び／又は人身売買の禁止が含まれる。更に、売主は、従業員が団結の自由及び団体交渉権を有することを認める。売主は、国連人権宣言及び適用されるILO基本条約に従い、法的に保護される個人的特徴にかかわらず、公正かつ差別のない労働条件及び報酬慣行を実施することに同意する。

- (d) **児童労働の禁止。** 売主は、現地の適用法及び／又はILO基本条約のいずれかに抵触するいかなる形態の児童労働についても禁止する。本注文において、売主は特に、Magnaに対し18歳未満の労働者を提供してはならず、この点は公的書類及び政府発行の写真付身分証明書により確認及び検証される。
- (e) **労働及び雇用上の法律。** 売主は、その雇用実務が適用される一切の連邦法、州法（該当する場合）及び現地法を厳密に遵守したものとすることに同意する。カナダのオンタリオ州で本サービスに関連して就労する労働者又は従業員との関係では、オンタリオ州雇用基準法、2009年外国人雇用保護法、オンタリオ州労働安全衛生法、オンタリオ州人権規則、オンタリオ州労働関係法、所得税法、雇用保険法、カナダ年金制度法、雇用者健康税法、オンタリオ州障害者法、カナダ刑法の人身売買を禁止する規定、カナダ外国公務員汚職防止法、サプライチェーンにおける強制労働および児童労働との闘いに関する法（2023年）及び米国海外腐敗行為防止法（いずれもその改訂版を含む。）その他該当する連邦又は州の同等の規程の遵守が含まれるが、これらに限られない。米国で本サービスに関連して就労する労働者又は従業員との関係では、公正労働基準法、米国障害者法、公民権法第7編、1973年リハビリテーション法、従業員退職所得保障法、同一賃金法、労働安全衛生法、全国労働関係法、家族・医療休暇法、年齢差別禁止法、1986年移民規制・改革法及び労働者災害補償法（いずれもその改訂版を含む。）その他該当する連邦又は州の同等の規程の遵守が含まれるが、これらに限られない。

15. 独立の当事者

- (a) 本注文のいかなる内容及び本注文に従った買主又は売主のいかなる行動によっても、買主及び売主の間にパートナーシップ関係、合弁事業関係、代理関係、雇用関係が形成されるとはみなされない。売主及び買主（それらの代表者を含む。）は、他方当事者を代理して行動又は誓約する権限を有しない。本注文の終了に際して、買主は、売主から提供された本サービスに関連する費用を支払う義務のみを負う。当該費用を除いて、売主又はその従業員若しくは代理人は、買主に対して、買主との雇用関係に関連すると申し立てられるいかなる事由（法令、契約、コモンローその他に基づくか否かを問わず、合理的な解雇予告、賃金、解雇予告手当、退職手当、休暇手当、賞与、歩合給、報奨金、福利厚生及び利益分配に対する請求を含むが、これらに限らない。）によっても、請求又は訴訟提起を行うことができない。本項は本注文の終了後も存続し両当事者を拘束する。

16. 雑則

- (a) 本規約及び付随契約を含む本注文は日本法（抵触法に関する規定を除く。）に従って解釈及び執行される。疑義を避けるため明記すると、国際物品売買契約に関する国際連合条約は本注文には適用されない。
- (b) 本規約及び付随契約を含む本注文に起因関連する一切の請求は、東京地方裁判所を専属的裁判管轄とする。売主は、当該裁判所が所在する場所が不都合であること、または他の場所において同じ主題の全部又は一部に関連する他の請求又は訴訟手続が進行していることを含め、当該裁判所における請求又は訴訟手続に対して現在又は将来において有する可能性のある異議を取消不能なかたちで放棄し、主張しないことに同意する。
- (c) 売主は、買主の書面による事前同意なき限り、本規約及び付随契約を含む本注文の存在又はこれらの規定に関して、プレスリリースその他の広報資料の発行又はプレゼンテーションの実施を行わない。
- (d) 人員及び／又は施設の安全に影響を及ぼす緊急事態が発生した場合、売主は、その合理的な裁量で、予期される損害、傷害又は損失を防止するための措置を講じる。
- (e) 売主は、買主の書面による事前同意（売主は当該同意をその裁量で撤回できる。）なき限り、本注文に基づく権利を譲渡し、義務を委譲又は再委託することができない。買主の書面による事前同意によらない権利譲渡又は義務委譲若しくは再委託の試みは、無効であり効力を発しない。買主が同意した権利譲渡、義務委譲、又は再委託は、本規約に基づく売主の責任及

び義務を免除するものではなく、売主は、本規約に基づき許可された各譲受人、委譲先及び再委託先の行為及び履行につき買主に対して引き続き責任を負う。買主は、売主に通知することにより、本注文に基づく権利義務を自己の関連会社に譲渡できる。本規約は、両当事者並びにそれぞれの承継人及び許可された譲受人に対して適用され、その利益のために効力を生じ、これらの者を拘束する。

- (f) いかなる場合においても、両当事者による本規約又は付随契約の条項の放棄は将来にわたってこれを放棄する又は引き続いて発生する違反に対する主張を放棄するものとはみなされない。本規約及び付随契約に規定される全ての措置は法律上認められる他の救済措置に加えて講じることができる。
- (g) 本規約及び付随契約並びにこれらの添付及び修正版は、当事者間のこれらの表題に関する完全合意を構成し、これらに関し従前なされた全ての議論及び書面に優先する。
- (h) 両当事者は、本規約及び付随契約並びにこれらの添付及び修正版は非独占的契約であること及び買主及びその関連会社は本商品及び／又は本サービスを他の第三者からも調達する権利を有することについて合意する。
- (i) 本規約は英語で作成され、英語版が他の言語で作成された版に優先する。